

| | | |
|---------|----|----|
| 平塚市監査委員 | 高梨 | 秀美 |
| 同 | 井澤 | 郁人 |
| 同 | 黒部 | 栄三 |
| 同 | 府川 | 正明 |

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課（対象団体）

令和元年度の公の施設の指定管理について、次の施設に関する監査対象部課及び対象団体（指定管理者）の義務の履行並びにその出納その他の事務事業の執行等

(1) 平塚市余熱利用施設

対象部課：福祉部 福祉総務課

対象団体：ひらつか健康福祉パートナーズ

(2) 湘南ひらつかビーチセンター

対象部課：都市整備部 みどり公園・水辺課

対象団体：平塚海岸魅力促進共同事業体

2 監査の実施期間

令和2年9月1日から10月22日まで

3 監査の方法及び監査項目

監査対象部課及び対象団体から指定に係る文書、書類等の提出を求め、指定管理の目的に沿った事業が行われたか、事業報告・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

(1) 指定手続き

(2) 協定書

(3) 指定管理料

(4) 施設の管理

(5) 業務の履行

(6) 利用料金

(7) 指定管理者の出納

4 関係書類

(対象部課分)

指定管理者の指定手続きに関する書類、管理の協定等、管理経費に関する書類及び事業報告書の点検に関する書類等

(対象団体分)

事業計画書及び事業報告書、管理経費に関する書類、金銭出納帳、収入・支払伝票及び団体の経理関係規程等

5 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

(1) 平塚市余熱利用施設

対象部課：福祉部 福祉総務課

対象団体：ひらつか健康福祉パートナーズ

ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・ 事業計画書において、指定管理業務（業務内容説明書で指示されている範囲の業務）を自主事業とする記載誤りがあった。

今後は、指定管理者制度の趣旨に鑑み、市が事業計画書を受領する際は、記載内容を精査・確認し、指定管理業務と自主事業との区別を明確にするなど、正確な書類作成に努められたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

| 施設名 | 監査結果 |
|-----------|-------------|
| 平塚市余熱利用施設 | 良好に管理されていた。 |

(2) 湘南ひらつかビーチセンター

対象部課：都市整備部 みどり公園・水辺課

対象団体：平塚海岸魅力促進共同事業体

ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・ 基本協定書に定められた期限までに、指定管理料の請求行為が行われず、管理できていない事案が散見された。今後は、基本協定書第34条第5項の規定を遵守し、毎月末日後10日以内に指定管理料を請求するよう、適正な手続きを実施されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

| 施設名 | 監査結果 |
|-------------------|-------------|
| 湘南ひらつか ビーチセンター | 良好に管理されていた。 |

以 上